

業務委託仕様書

- 1 委託業務の名称 スタジアム整備等検討支援業務委託
- 2 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日(金)まで
- 3 履行場所 秋田市山王一丁目1番1号

4 業務の目的

本業務は、Jリーグ基準を満たすスタジアムの整備について、新設・改修それぞれの計画図を複数作成した上で、課題を把握・分析するとともに、事業費や財源の見通し、スケジュールなどを比較検討し、本市がスタジアム整備に関する方針を決定するための支援を行うものである。

5 候補地の概要

(1) 検討の対象とする場所・施設

- ア 新設 八橋運動公園第2球技場、健康広場
住所 秋田市八橋運動公園内
- イ 改修 八橋運動公園球技場（秋田スポーツPLUS・ASPスタジアム）
住所 秋田市八橋運動公園1番1号

(2) 概要

- ・都市計画等 都市計画区域（市街化区域）八橋運動公園
- ・用途地域 第一種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
- ・道路幅員等 東側：市道 川尻八橋線（けやき通り）幅員 32.0m
西側：市道 八橋本町20号線 幅員 13.6～16.8m
南側：県道 秋田停車場線 幅員 32.0m
北側：住宅地（第一種住居専用地域）
- ・浸水した場合に想定される水深
0m以上～0.5m未満（秋田市水害ハザードマップによる）

6 業務内容

(1) 現状と課題を把握するための調査

(2) スタジアム整備に係る情報の整理

スタジアムの計画図を作成する上での基礎資料とするため、庁内検討組織で取りまとめた「八橋運動公園球技場の改修における課題等」の精査を行う。

(3) Jリーグ基準を満たすスタジアム計画の検討

- ア 施設規模の検討を行い、新設・改修それぞれについて、計画図（配置・平面・立

面・断面等)を作成する。なお、敷地や既存施設の制約によりJリーグスタジアム基準(2025)を充足できない項目が生じる場合は、対応策の提案を行うものとし、必要に応じて、関係団体等と協議を行うものとする。

イ アで作成した計画図(新設・改築の各1案)について、以下の簡易環境影響調査を実施する。

- (ア) 日照シミュレーション
- (イ) 風シミュレーション
- (ウ) 騒音シミュレーション
- (エ) 光害シミュレーション

(4) 将来拡張性の検討

新設・改修それぞれについて、将来拡張性の検討を行い、実現可能な複数の拡張案を整理する。

(5) 概算事業費の算出

ア (3)アで作成した計画図に基づき、概算事業費の算出を行う。なお、概算事業費には、設計監理費や工事費のほか、既存施設の改修費や解体費を含むものとする。

イ (4)で作成した拡張案について、概算事業費の算出を行う。

ウ 維持管理費や光熱水費等のランニングコストについて、概算額の算出を行う。

(6) 新設と改修計画の比較検討、実現に向けた課題の整理

新設・改修それぞれについて、事業費や財源の見通し、スケジュールなどを比較検討し、実現に向けた課題を整理する。なお、スケジュールについては、規模から想定される設計期間と工事期間を見込むこと。

(7) イメージパースの作成

新設・改修それぞれについて、イメージパースを作成する。

(8) その他

業務に関する打合せを行うとともに、協議録を作成し、提出すること。なお、業務着手時、中間報告、業務完了時の打合せ以外は、WEBを活用した打合せも可とする。

ア 業務着手時

イ 業務期間中(2週間に1回程度行うものとする。)

ウ 中間報告

エ 業務完了時

7 業務実施体制等

(1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者の意図・目的を十分に理解した上で、適切な人員を配置し、これまでの業務で得られた知見やノウハウを活用することにより、各専門分野における技術を十分に発揮するように努めること。

(2) 受託者は、関係する法令等を遵守するとともに、委託者と緊密に連携を取り、本業務を遂行すること。

8 中間報告

受託者は、委託者が指定する日までに、検討内容の中間報告を行うこと。

9 成果品・検査

受託者は、本業務が完了したときは、次の成果品を提出し、委託者の検査を受けること。また、受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限および修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 業務に要した資料（打合せ協議録を含む） | 1部 |
| (3) その他、本業務に関連して作成した資料 | 1部 |
| (4) (1)から(3)までの電子データ | 1式 |

電子データは、CDもしくはDVDで提出するものとし、MicrosoftのWord形式およびExcel形式とする。（上記形式以外のファイル形式は、PDF形式とすること。）

10 貸与資料

委託者は、本業務に必要と認められる以下の関係資料等を受託者に貸与する。受託者は、その資料について、あらかじめ委託者の承諾を得ずに第三者にその内容を漏らさないこと。また、破損、滅失、盗難等の事故がないよう注意して取り扱うものとし、本業務完了後、直ちに返却すること。

関係資料等	貸与時期等
(1) 八橋球技場メインスタンド完成図	業務着手時
(2) 八橋球技場メインスタンド構造計算書	業務着手時
(3) 地質調査報告書	業務着手時
(4) その他必要と認められる資料	随時

11 業務計画書

受託者は、契約締結後14日以内に次の事項を記載した業務計画書を作成し、委託者の承諾を受けること。

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務実施体制
- (4) 担当技術者経歴書

12 秘密保持および個人情報保護に係る遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た秘密や個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は契約解除後においても、同様とする。

13 その他

- (1) 本仕様書に記載のある業務の実施に必要となる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務の全部を他の者に再委託してはならない。業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ委託先、委託内容、委託する理由、委託金額を書面で報告し、委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。